

大阪市立我孫子南中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和 7 年（2025）年 4 月

はじめに

学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

いじめ防止対策推進法が平成 25 年 6 月 28 日に成立し、国のいじめ防止基本方針が 10 月に示されました。推進法には、各学校が国の基本方針等を参考にして、いじめの防止等の取組についての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが規定されています。本校では、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」ならびに「生徒指導提要」（令和 4 年 12 月）、大阪市教育局「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」（平成 25 年 9 月）をもとに基本方針を策定いたしました。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

2 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、本校の教育「自立・自律」及び「にんげんを大切にする」の理念のもと「我孫子南中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の 3 点をあげる。

- (1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに教職員が一丸となって取り組む。
- (2) 教職員間の情報交換を密にし、未然防止・早期発見に努める。
- (3) 日常的に家庭・地域との連絡を密にし、生徒理解に努める。

また、国の基本方針の策定を通して、いじめ防止の活動を学校内にとどめず、地域社会を巻き込んだものにすることをめざしている。平成 29 年に国の基本方針の改定が行われ、改めて学校のいじめ対応の基本的な在り方が示された。

重点事項は次のとおり。

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3 か月が目安）継続している、②被害者が心

身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。

- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条第 1 項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容や基本方針をホームページなどで公開することに加え、生徒や保護者に対して必ず説明する。

3 いじめの未然防止についての取組

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟をめざすという決意を持ち、いじめに向かわせないための取組みを全教職員で徹底する。

<基本姿勢>

(1) 授業改善について

- ・ 学習規律の確立を身に付けさせ、個別最適な学び、協働的な学びを組み合わせる。
- ・ 相互公開授業等「わかる授業」づくり、習熟度別指導を進める。
- ・ 教職員研修を通して指導力の向上に努める。

(2) 自己有用感を高めるために

- ・ 生徒主体の活動を通し、一人一人が活躍することができる活動を充実させる。
- ・ 体験的な活動を通して人とのつながりを感じることでできる集団づくりに努める。
- ・ 生徒の一人一人を尊重し、ほめたり認めたりすることを通して、生徒の自尊感情を高める指導を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ・ 日々の実践を通して道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・ 人権教育などを通して命の大切さや互いを思いやることの大切さを学ばせる。
- ・ いじめについて「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導を行い、いじめを許さない態度を育てる。
- ・ 「からかう・ひやかす」の問題性を理解し、対応が不十分とならないよう留意する。
- ・ 情報モラルについて、正しいコミュニケーションが取れるよう指導する。
- ・ 「心の天気」を活用する等、日々の心理状態を入念にチェックできる体制を整える。

4 いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ・ 生徒のささいな変化に気づくことができる体制をつくり、生徒観察の充実と情報の共有化をおこなう。（一人一台端末による「心の天気・相談申告機能」を活用）
- ・ 日常からささいな変化を記録（5W1H）する。
- ・ アンケート調査の活用や教育相談（個人面談）を実施する。
- ・ スクールカウンセラー（毎週火曜に配置）スクールソーシャルワーカーを活用する。
- ・ 外部機関と連携をおこない、いじめ相談窓口を周知する。

5 いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ・ いじめ事案を対策委員会（学年代表・管理職等）へ報告する体制を構築する。
- ・ 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制を構築する。
- ・ 被害生徒の保護、加害生徒への指導の徹底を図る。
- ・ 日常的に警察などの関係機関との連携を図る。
- ・ いじめについて、家庭・地域との連携を日頃から進める。
- ・ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用を図る。
- ・ 困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気構築。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

<組織名> 我孫子南中学校いじめ防止対策委員会

（毎週の防止対策委員会にて情報を収集し事象発生時の対応に備える）

<構成> 管理職・生徒指導主事・同和教育主担・教務代表・学年代表・養護教諭

<役割> ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
・いじめの疑いに係る情報があった場合には「拡大いじめ防止対策委員会」を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】（予定）

○ 調査等

- ・ 生徒対象いじめアンケート調査 年5回（5・7・9・11・2月）
- ・ 学校生活保護者アンケート調査 年1回（12月）
- ・ 学級担任による生徒からの聞き取り調査 年5回（5・7・9・11・2月）

○ 研修会、講話等

- ・ 人権教育校内研修（8月）
- ・ 生活指導研修（毎月）
- ・ 「いじめを考える日」及び「いのちを考える日」の講話（5月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を行う。
- ・ 学校協議会へ提案し、協力体制をとる。
- ・ 事案によっては委員会、地域諸団体や関連機関の参加要請を行う。

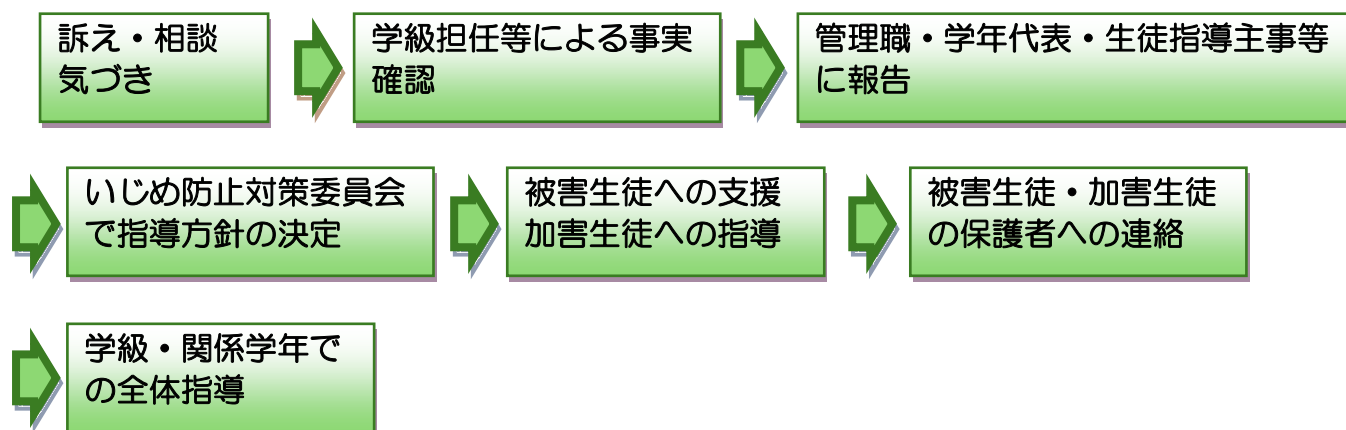
(3) 取組内容の検証

- ・P D C Aサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連を図る。
- ・取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に取り組む。

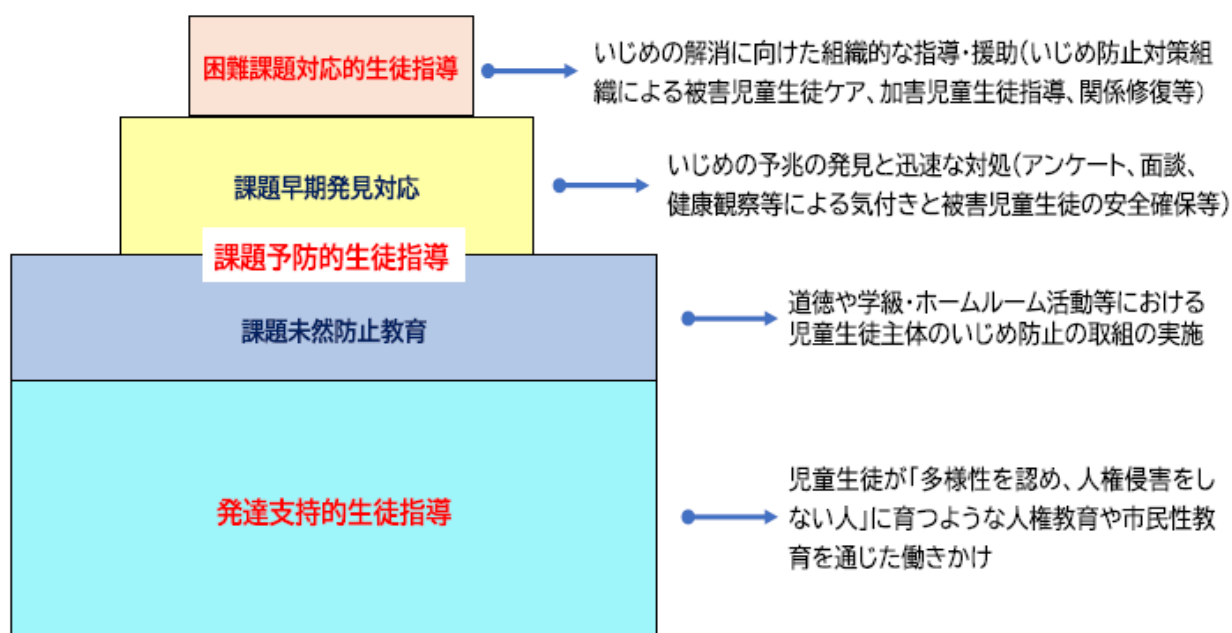
7 重大事案への対処

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、弁護士、臨床心理士等との連携により調査および対応を行う。
- ・学校は事実を隠蔽せず、窓口を一本化して誠意ある対応を行う。
 - ・調査組織を設置し、事実関係の明確化に努める。
 - ・被害生徒及びその保護者へ、適切な情報提供を行う。
 - ・事実確認をすみやかに行い、遅滞なく教育委員会へ報告する。

いじめ発見後の流れ



いじめ対応の重層的支援構造(生徒指導提要より)



令和7年(2025)年4月改訂